

訪問調査に代わる手法

契約書での確認

本年度は新型コロナウイルスによる感染のリスクを軽減するため、機構で定めた評価環境を維持できない場合、または貴事業所管内において感染のリスクが高まった場合には訪問調査をオンラインで補完するなどの措置を講じるものとします。

実施した評価手法

1) 施設見学

感染防止のため評価調査者 1 名が訪問し、施設の見学を行った。施設の許可を得て、利用者を写さないで事業所内を撮影し、施設長からの説明や気づきをコメントしたレポートを調査評価者間で共有した。

2) 訪問調査

令和3年1月8日より特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言を発出されたため、オンラインによる訪問調査とした。

Zoom ミーティングを使って、施設長及び、施設長代理に通常の訪問調査と同じヒアリングを行った。

予備日を設け、再確認によって訪問調査を完了した。